

江戸川区立松江第二中学校 同窓会規約

第一章 総則

- 第一条 本会は、江戸川区立松江第二中学校同窓会と称する。
第二条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に協力することを目的とする。
第三条 本会の事務局を松江第二中学校に置く。

第二章 会員

- 第四条 本会の会員は、通常会員と特別会員の2種類とする。
第五条 通常会員は松江第二中学校卒業生とする。
第六条 特別会員は松江第二中学校現・旧職員とする。

第三章 役員

- 第七条 本会に以下の役員を置く。
会長 1名 副会長 若干名 書記 3名 会計 2名 会計監査 2名
常任幹事 (各学年より1名) 顧問・相談役 若干名
- 第八条 役員選出方法は、以下の通りとする。
1 会長は幹事の互選とし、総会の承認を得るものとする。
2 副会長、書記、会計、会計監査は幹事から選び、会長が委嘱する。
3 常任幹事は各幹事の中から若干名選ばれる。
4 幹事は松江第二中学校各卒業年度より若干互選されるものとする。
- 第九条 役員の仕事は以下の通りとする。
1 会長は本会を代表し一切の会務を統括する。
2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるとき代理する。
3 書記は役員会、総会の議事を記録する。
4 会計は会の経理に関する事務を整理し業務を遂行する。
5 会計監査は会の経理について監査し、役員会・総会で報告する。
- 第十条 役員の仕事は3年とし、再任は妨げない。
第十一条 本会は現松江第二中学校長を名誉会長とし、同窓会の会議に出席して意見を述べるができる。

第四章 総会・役員会

- 第十二条 総会は会長が招集し、毎年9月に開催することを原則とする。ただし、会長が必要と認めるとき役員会の承認を得て、臨時総会を開くことができる。
- 第十三条 総会では以下のことを行う。
1 規約を決定または変更
2 会長の承認
3 会務の報告
4 予算および決算の審議承認
5 その他必要事項

第十四条 役員会は会長が必要に応じて招集する。

第十五条 役員会は以下のことを行う。

- 1 会務の分掌を定めて執行
- 2 総会に提出する議案を審議
- 3 その他必要事項を処理

第五章 幹事会

第十六条 幹事会の開催

- 1 幹事会は会長が招集する。
- 2 幹事会は年一回総会前（八月頃）に開催する。

第十七条 会議のすべての議事は出席者の過半数を以って議決する。

第十八条 本会の経費は同窓会費、寄付、その他の収入でこれを賄う。

第十九条 会員は卒業の際、同窓会費を納めるものとする。同窓会の金額は役員会で決定する。

第二十条 会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日とする。

第六章 補足

第二十一条 本会の規約の施行に必要な細則は役員会で別に定める。

第二十二条 会員は氏名、住所等変更した場合、松江二中に連絡するものとする。

付 則

- 1 この会則は平成九年九月十五日より施行する。
- 2 この会則は平成二十年十一月二日より一部改正施行する。